

国自旅第61号の2
平成29年5月1日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての
審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」（平成26年7月1日付け
国自旅第70号）の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局
運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

(別 添)
国自旅第61号
平成29年5月1日

各運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」(平成26年7月1日付け国自旅第70号)の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」(平成26年7月1日付け国自旅第70号)の一部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。